

しまね国保連通信

vol. 43
令和元年
5月号

shimane
kokuho ren



島根県国民健康保険団体連合会

〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号

(審査課) TEL 0852-21-2114 <http://www.shimane-kokuho.or.jp>

請求日程等

【診療報酬等明細書】

| 診療月 | 5月 | | | 6月 | | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 電子請求 | | 紙請求 | 電子請求 | | 紙請求 |
| | オンライン | 磁気媒体 | | オンライン | 磁気媒体 | |
| 請求書提出締切日 | 6月10日(月) | | | 7月10日(水) | | |
| 増減点等通知書送付予定日 | 7月4日(木) | | | 8月2日(金) | | |
| 支払通知書送付予定日 | 7月16日(火) | 7月19日(金) | | 8月14日(水) | 8月20日(火) | |
| 診療報酬等支払日 | 7月22日(月) | | 7月26日(金) | 8月20日(火) | | 8月28日(水) |

【出産育児一時金等関係】

| 提出月 | 6月 | | | 7月 | | |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 正常分娩 | 異常分娩 | 支払早期 | 正常分娩 | 異常分娩 | 支払早期 |
| 請求書提出締切日 | 6月10日(月) | | 6月25日(火) | 7月10日(水) | | 7月25日(木) |
| 支払通知書送付予定日 | 6月24日(月) | 7月16日(火) | | 7月25日(木) | 8月14日(水) | |
| 出産育児一時金等支払日 | 7月5日(金) | 7月22日(月) | | 8月7日(水) | 8月20日(火) | |

【特定健診等関係】

| 健診月 | 5月 | | 6月 | |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| | オンライン | 磁気媒体 | オンライン | 磁気媒体 |
| 提出締切日 | 6月5日(水) | 6月10日(月) | 7月5日(金) | 7月10日(水) |
| 返戻及び支払通知書送付予定日 | 7月11日(木) | | 8月14日(水) | |
| 特定健診等支払日 | 7月26日(金) | | 8月28日(水) | |

※6月8日(土)は開館し
受付します。

【受付時間】8:30~17:00

市町村単独医療費助成事業についてのお知らせ

令和元年10月診療分から出雲市のこども医療(小中学生対象)にかかる自己負担額が下表のとおり変更されますので、窓口等での対応をお願いいたします。

各医療機関を受診の際には、助成内容を明記した出雲市子ども医療費受給資格証を窓口で提示されます。

●対象者：小学1年生～中学3年生

●自己負担限度額：

| 対象者の区分 | | 【変更前】 | | 【変更後】 | |
|---------------------|--------------------|-------|----|-----------|---------------|
| | | 入院 | 外来 | 入院 | 外来 |
| 児童手当の支給 対象となる子ども | 市町村民税非課税 世帯の子ども | 助成なし | | 無料 | |
| | 上記以外の子ども | | | 無料 | 3割 (助成対象外) |
| 児童手当の支給対象外となる子ども | | | | 3割(助成対象外) | |

※児童手当の支給対象外となる子どもとは、児童手当法に規定する特例給付の支給対象となる子どものことです。

なお、島根県市町村の助成内容及び自己負担限度額については、本会ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。



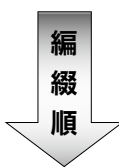
風しん抗体検査及び予防接種にかかる請求・支払について

風しんの抗体保有率の低い39歳から56歳（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）の男性を対象に抗体検査を行い、抗体値が十分でない者に予防接種を行う全国一律の対策事業が、平成31年度から3カ年の期限付きで実施されます。

抗体検査及び予防接種費用にかかる請求支払事務は、国保連協会が行います。

抗体検査及び予防接種の実施に関する集合契約を締結された医療機関及び健診機関は、抗体検査の結果が判明した日、又は予防接種を実施された日の翌月以降10日までに必要書類を本会あてに送付してください。医療機関及び健診機関への支払は、原則として請求のあった月の翌月末日までに行います。

【必要書類及び編綴順】



- ①請求総括書（実績報告書）
- ②市区町村別請求書
- ③抗体検査受診票（クーポン券が貼られたもの）
- ④定期接種予診票（クーポン券が貼られたもの）



請求書、受診票、記載例、留意事項など詳細な請求方法は、厚生労働省ホームページもしくは本会ホームページに掲載しています。

改元に伴う診療報酬等の請求にかかる各種様式等の変更について

診療報酬等総括票等の各種様式の変更

本年5月1日の元号改定に伴い、診療報酬等総括票、診療報酬請求書等の各種様式の一部変更を予定している旨、「しまね国保連通信（平成31年3月号）」で既にお知らせしたところです。

つきましては、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の改正通知が発出され次第、変更後の各種様式を本会ホームページに掲載することといたします。

なお、請求省令によらない以下の様式につきましては、変更後の様式を掲載しておりますので、各コーナーからダウンロードしてご使用ください。

- ・診療報酬等総括票
- ・診療報酬明細書等取下げ依頼書
- ・再審査請求書
- ・特定健診・特定保健指導等情報当月請求分取下げ依頼書
- ・診療報酬等（特定健診等）費用の請求及び受領に関する届

福祉及び乳幼児等医療費請求（社保分）の変更

上記と同様に、社保分に係る福祉医療費・乳幼児等医療費請求書及び電子請求ファイルレイアウトを変更しました。

新様式を本会ホームページに掲載していますので、適宜ご活用ください。

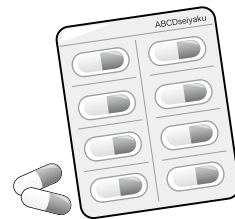
なお、「県単独事業簡易入力システム」の改元対応版につきましては、5月下旬を目処にホームページにアップいたします。

審査委員会からの連絡事項 **医科**

●血液凝固阻止剤投与時のレセプト記載について【再掲】

「しまね国保連通信（平成30年1月号）」でお知らせしておりますとおり、エリキュース錠、イグザレルト錠、リクシアナ錠、プラザキサカプセル等の血液凝固阻止剤は、腎不全（重度の腎障害）に対して禁忌となっております。

つきましては、腎不全がある患者にやむを得ず血液凝固阻止剤を投与する場合は、腎障害の程度を把握できるように、レセプトにクレアチニン値又はeGFR値を記載していただきますよう、改めてお願いいたします。



●神経ブロック算定時のレセプト記載について

神経ブロックは、疼痛管理を専門としている医師又はその経験のある医師が、原則として局所麻酔剤、ボツリヌス毒素若しくは神経破壊剤又は高周波凝固法を使用した場合に算定します。ただし、医学的な必要性がある場合には、局所麻酔剤又は神経破壊剤とそれ以外の薬剤を混合注射した場合においても神経ブロックとして算定できます。なお、この場合においては、記載要領上、薬剤の適応及び用量が妥当であり医学的にみて有効と判断できる記載が必要ですのでご注意ください。

診療報酬等請求上の留意点

医科

●前立腺特異抗原（PSA）の算定について

前立腺癌の確定診断がつかずPSAを2回以上算定する場合は、レセプトの摘要欄に「未確」と表示し、当該検査の実施月日及び検査値をすべて記載してください。

●外来迅速検体検査加算の算定について

外来迅速検体検査加算は、対象となる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として加算することとなっています。診療が行われず、再診料等が無い場合の算定についてご注意ください。

●退院時薬剤情報管理指導料及び退院時リハビリテーション指導料の算定について

退院時薬剤情報管理指導料及び退院時リハビリテーション指導料は、退院の日1回に限り算定することとなっていますので、算定日にご留意ください。

歯科

●歯科疾患管理料について

歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者が対象であり、有床義歯に係る治療のみを行う患者は対象外となります。

●歯周病検査について

2回目以降の歯周病検査は、歯周組織の変化の比較検討等を目的として実施することとなっていますので、歯周基本治療実施後、一定期間経過してから算定してください。

●診療開始日の記載について

同月中に保険種別等の変更があった場合は、その変更があった日を診療開始日とし、「摘要」欄にその旨を記載してください。



調剤

●処方箋の有効期間について

処方箋の有効期間は、交付の日を含めて4日以内となっています。

ただし、特殊な事情があると認められる場合に、交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、「処方箋の使用期間」に記載された年月日まで有効となります。

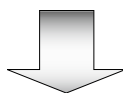
●調剤技術料の時間外加算、休日加算、深夜加算

調剤技術料の時間外加算、休日加算及び深夜加算は、重複して算定できません。

●乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算は、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合に算定が可能です。

以下の2点については、平成30年9月号において通知しておりますが、改めてご留意いただきますようお願いします。



●内服薬調剤料、外用薬調剤料

同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1剤として算定することとなっています。

●嚥下困難者用製剤加算（困）と計量混合調剤加算（計）との併算定

④と⑤（錠剤を含む場合）が同一日に算定されており、④の服用時点に⑤の服用時点が包括される場合は、④のみの算定となります



お願い

紙レセプトによる再請求について

照会等で返戻された紙レセプトを再請求する場合、回答は返戻付箋ではなくレセプトに記載し、返戻付箋を貼付したまま再請求してください。

また、紙レセプトには診療報酬等総括票、診療報酬（調剤報酬）請求書を添付のうえ請求ください。

資格確認連絡表について

資格確認連絡表は、資格情報の確認に活用いただく目的で該当医療機関等に送付しているもので、当連絡表に記載されているレセプトは返戻ではありません。

資格情報をご確認いただき、誤りが判明した場合は、次回の請求から訂正していただきますようお願いいたします。